

大分県衛生環境研究センター外部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県衛生環境研究センター調査研究評価要綱第4条第2項に基づき、大分県衛生環境研究センター外部評価委員会(以下委員会)という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会の委員は、衛生環境研究センター職員を除く、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 行政、試験研究機関の代表
- (2) 保健衛生、環境関係団体等の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他委員に適任と認められる者

2 委員会は8名以内の委員をもって構成する。

(選任)

第3条 衛生環境研究センター所長(以下「所長」という。)は、委員会の委員を、第2条第1項の要件を満たす者の中から選任し、委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中において委員が退任し、新たに委員を選任した場合の任期は、退任した委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を総理し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は所長の要請を受けて、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員(代理を含む。)の出席をもって成立する。

(事務局)

第7条 衛生環境研究センターに事務局をおき、委員会の庶務及びその他運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成16年3月1日から施行する。

この要領は平成17年3月28日から施行する。

衛生環境研究センター内部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、衛生環境研究センター調査研究評価要綱第3条第1項の規定に基づき、衛生環境研究センター内部評価委員会(以下「内部評価委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 内部評価委員会の組織は、衛生環境研究センター及び本庁の次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所長、次長、各担当(総括)
- (2) 薬務室薬務班総括
- (3) 感染症対策課予防・検査班総括
- (4) 生活環境企画課総務企画監
- (5) 脱炭素社会推進室脱炭素社会推進班総括
- (6) 食品・生活衛生課生活衛生班総括又は食品衛生班総括
- (7) 環境保全課大気保全班総括、水環境班総括又は水質対策班総括
- (8) 循環社会推進課計画・調整班総括

2 内部評価委員会に委員長を置く。委員長は所長をもって充て、会務を総括する。

(開催)

第3条 内部評価委員会は、委員長が招集し、開催する。

(事務局)

第4条 衛生環境研究センター企画・管理担当に事務局を置き、内部評価委員会の庶務及びその他運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、内部評価委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月25日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年8月8日から施行する。

この要領は、平成27年5月11日から施行する。

この要領は、平成28年5月9日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月12日から施行する。

この要領は、令和4年3月24日から施行する。